

市長記者会見記録

日時：2017年 6月 6日（火）14時00分～14時58分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

（話題提供）

1. 川崎市・リエカ市姉妹都市提携40周年に伴う記念事業について（総務企画局）
2. かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました（市民文化局）

<内容>

《川崎市・リエカ市姉妹都市提携40周年に伴う記念事業について①》

司会： それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。本日は市政一般となっております。初めに、福田市長から2つの事案について話題提供させていただきます。

初めに、川崎市・リエカ市姉妹都市提携40周年に伴う記念事業について、次に、かわさきパラムーブメントのロゴを策定しましたでございます。

それでは、福田市長から1つ目の話題提供として、川崎市・リエカ市姉妹都市提携40周年に伴う記念事業についてご説明いたします。市長、よろしく申し上げます。

市長： よろしく申し上げます。

それでは、クロアチア共和国・リエカ市との姉妹都市提携40周年記念事業について、話題提供をさせていただきます。

リエカ市は、川崎市が最初に姉妹提携を結んだ都市で、今年で40周年を迎えることから、来月の4日から6日にかけて、後藤市議会副議長、山田商工会議所会頭・国際交流協会会長らとともに、川崎市代表团としてリエカ市を訪問いたします。

40年前には旧ユーゴスラビアに属していたリエカ市は、その後クロアチアの独立や民族紛争など激動の時代を迎えましたが、その間も途切れることなく、本市と文化や教育の分野を中心とした交流を続けてまいりました。

今回の滞在中には、市長表敬のほか、今後の両市のさらなる友好関係のきずなを確認する確認書を取り交わしてまいります。さらに、リエカ市は、2020年の欧州文化首都に選ばれたように、文化・言語における豊かな多様性を背景として、さまざまな文化遺産を後世に残している都市でもございますので、文化をはじめとした各分野における交流について意見交換してまいりたいと思います。

また、リエカ市に続きまして、友好都市であるオーストリア共和国・ザルツブルク

市を7月6日から8日までの日程で訪問してまいります。

こちらにつきましては、ザルツブルク市がオーストリアの一部となり200周年を迎えたことを記念して実施する「桜の植樹プロジェクト」のオープニングセレモニーに参加するものでございます。ザルツブルク市からは、東日本大震災の際に被害を受けたミューザ川崎シンフォニーホールへのご支援をいただいております、その返礼として今回のプロジェクトに協力をさせていただきました。

なお、訪問中には、ザルツブルク音楽祭のヘルガ・ラブル・シュタッドラー総裁と意見交換をする時間をいただきましたので、音楽を中心とした交流を一層促進し、さらなる友好関係を深める機会としてまいりたいと存じます。

今年の11月には、リエカ市長に本市を訪問いただく予定でございますが、こちらにつきましては詳細が決まり次第、改めて皆様にお知らせしたいと思います。

私からは以上です。

《かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました①》

司会： ありがとうございます。

それでは、2つ目の話題提供として、かわさきパラムーブメントのロゴを策定しましたについてご説明いたします。市長、よろしく申し上げます。

市長： それでは、このたび策定いたしました、かわさきパラムーブメントのロゴについてご説明をさせていただきます。資料をごらんください。

本市では、一人一人が尊重され、能力を發揮することができるまちづくりを進めていくことが大変重要であると考え、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、特にパラリンピックを重点に置いたかわさきパラムーブメントの取り組みを進めております。

パラリンピックを応援することにとどまらず、障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除いていく、このかわさきパラムーブメントを市民の皆様をはじめ、さまざまな団体や事業者等に広く知っていただくための広報ツールの1つとしてロゴを策定いたしました。

こちらのロゴをごらんください。かわさきパラムーブメントは、多様性あふれる豊かな未来をつくることを目指しておりますが、その理念や考え方は、市のブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって未来。」と同じ方向性であることから、ブランドロゴをベースとして、赤、緑、青という光の三原色を使い、まじり合うことで、どんな色でもつくり出せる多様性を表現するものとなっております。

また、「めざせ！やさしさ日本代表！」のキャッチコピーと「かわさきパラムーブメント」の理念や考え方をわかりやすく伝えるため、ステートメントを作成いたしました。

『めざせ！やさしさ日本代表！
みんなの違いを活かせるチーム。
障がい、年齢、人種やLGBT
いろんな個性をチャンスにしよう。
川崎らしく、力強く。
未来を変えていく力は
私たちの中にある。』

このステートメントでは、一人一人の違いを受け入れて、その違いを生かし、多様なあふれる豊かな未来をつくるためには、市民一人一人がそのチームのメンバーであることを伝え、みずからが行動することの重要性を訴えています。

また、30秒のプロモーション動画も作成いたしましたので、ごらんいただければと思います。

(動画上映)

市長： この動画は、ロゴを楽しくアニメーション化するとともに、「そっと支える」、「ハードルをなくす」といったメッセージを添えることで、子供から年配の方々まで幅広い層に関心を持ってもらえるものいたしました。

ロゴの活用についてでございますが、かわさきパラムーブメント関連の事業やイベント等において、幅広く活用していくほか、市民の皆様、団体や事業者等にも積極的に活用していただきたいと考えております。

また、プロモーション動画につきましては、かわさきパラムーブメント特設サイトで視聴できるほか、アゼリアビジョンや各区役所のデジタルサイネージ等で発信してまいります。

以上で説明を終わります。

司会： ありがとうございます。

それでは、市政一般とあわせまして質疑応答をお願いいたします。進行につきましては、幹事社様、よろしく願いいたします。

《川崎市・リエカ市姉妹都市提携40周年に伴う記念事業について②》

幹事社： 幹事社です。よろしく願いいたします。

話題提供あった件で幾つかまずご質問します。リエカ市との姉妹都市提携40周年ですが、この40周年という1つの区切りを迎えて、何か今後新たにこういうことを仕掛けていきたいみたいな、現時点でお話しできる範囲で構わないんですが、何か腹案といたしますか、こういうことをやりたいとかいうのがあれば教えていただきたいのと、あと7月にリエカ市長がいらっしゃると。

市長： 11月です。

幹事社： ごめんなさい、11月ですか。川崎市のどの辺、どういうところを実際に見てもらいたいのか、そういうのはありますでしょうか。

市長： まず、今後ということなんですけれども、近年は特に教育関係中心の交流と
いうのができておまして、昨年も洗足学園音楽大学の学生さんたちがリエカ市に訪
問して、これはサミットというか、そういうものにも参加しておりますし、今後、本
市で開催予定の国際教育シンポジウムにリエカ市教育関係者の参加について、今調整
を進めているとか、あるいは、リエカ市のピアニストによる記念コンサートの開催も
検討しているということでありまして、文化・教育関係、こういったところの交流を
これからも図っていきたいと思っていますし、また先ほど説明申し上げましたけれど
も、非常に多様性に富んだ国である、民族的にもですね、文化的にもさまざまな多様
性を生かしているという都市でもありますので、こういったところを私たちもしっかり
と学んでいきたいと思っていますし、川崎市としてもこういった多文化共生のまち
ですから、そういったところのお互いの交流というのは、これからも考えられるので
はないかと思っています。

幹事社： 具体的に、こういったところを市長がいらっしゃったときには見せたいな
とか。

市長： そうですね。さまざまところを見てもらいたいんですが、特に2020年
は、リエカ市が欧州文化首都という年になりますので、それに向けての文化プログラ
ムみたいなものをいっぱいこれからやっていかれると思いますので、その参考になる
ような文化事業みたいなのを見ていただける機会があればと思っています。特に11
月になりますと、川崎市は例年、非常に音楽イベントが多彩でありますし、ミューザ
川崎シンフォニーホールだけじゃないですね。かわさきジャズでありますとか、こう
いったものも見ていただけるといいのではないかと考えております。

《かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました②》

幹事社： あと、もう一つ、ロゴのほうですけれども、もう少し具体的に、こういう

イベントとか、こういう事業で使っていきたいみたいなものはありますでしょうか。

市長： 今年も、それから去年もそうですけれども、障害者スポーツの誘致をはじめ、あるいは障害者スポーツの「やってみるキャラバン」みたいなのをやっていますので、こういったイベントにもどんどん活用していきたいと思いますし、かわさきパラムーブメントの動きというのは非常に幅広の動きですので、いろんところで使っていたらありがたいと思っています。

《出馬表明について①》

幹事社： では、最後に毎日から1点。昨日開会した市議会で、改めて議会という場で次期市長選への出馬を表明されました。もう何度もおっしゃっているかもしれませんが、議会でも正式に表明されたということで、改めて今後の市政に取り組む姿勢、まだ作成できていないということであれば、現時点でこういうことをやりたいという、次期ではやりたいというマニフェストに入りそうな項目などありましたら教えてください。

市長： 改めて、政策については、しかるべきタイミングで発表したいと思いますが、問題意識としては、やはりまだ人口は伸び続けますし、一方で減少局面にも転換する。そういった意味で、伸びているところと、将来の先を見通した市政運営というのは、非常にバランスが難しい舵取りになると思います。

ですから、こういったことをやっていくことと、やはり私が言っております10年で最も大事な仕事というのは、地域包括ケアシステムの取り組みでありますとか、こういった都市部にあっても、もう一度地域をつくり出していくとか、きずなをつくり出すみたいな、非常に難しい作業にこれからなると思いますので、より基礎自治体としての真価が問われるような、そういった時代にこれからなってくると思いますし、すごく高いハードルというか挑戦だと思います。それに向けてチャレンジしていきたいと思っています。

幹事社： 幹事社からは以上です。

《かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました③》

幹事社： じゃ、さっきのロゴについてお聞きしていいですか。

ロゴはすごく、とてもシンプルな感じにでき上がっていると思うんですけども、このでき上がったものに対しての感想を教えてくださいいいですか。

市長： そうですね。川崎のブランドメッセージ、ロゴ、こちらのものと考え方が非

常に似ているということで、似たようなデザインというか、そこを、これから発展してきたような形のロゴになっていて、非常にいいものができたのではないかと思いますし、何かこういう、最後のステートメントの「私たちの中にある」というか、挑戦するというのは、それぞれ私たち一人一人の意識だとか、そういうものも変革していく必要があるというのをみんなで共有できればいいなと、こういうロゴを通じて知ってもらえるきっかけになればいいなと思っています。

幹事社： 各社、どうぞ。

《ヘイトスピーチについて①》

記者： ヘイトスピーチに関連して2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、ヘイトスピーチに関連して、公共施設の使用許可をめぐって、事前規制のガイドラインというものを川崎市では進めていますけれども、同様に、全国の自治体でも、例えば愛知県などが既にそういう条項を盛り込んでいたりとか、そういう意味では……。

市長： 何の条項ですか。

記者： 条項ですね。ヘイトスピーチをやるおそれがある場合は、会館の使用を不許可とすることができるという条項を既にもう盛り込んでいるわけです。そういう意味では、5月の公園を貸さなかったという市長の判断がありました。川崎市の1つの事前規制というものがモデルとなって、だんだん公共施設に関する事前規制という取り組みが全国で広がってきているという状況にあると思うんですね。

その点について、どういうふうな評価をされているのかというのが1つと、もう一つは、これも事前規制に当たりますけれども、条例ですよ。条例についても、例えば名古屋市がヘイト規制、禁止、罰則を盛り込んだものも検討するということを表明されていますし、あるいは神戸市も年度内には議員提案という形で、そういう条例の制定を目指していくんだということが表明されていて、川崎市では、人権施策推進協議会の提言では、幅広い人権を守る条例をというふうに提言がされていますけれども、それはまたガイドラインの法的根拠になるものですが、今の時点で、市長の中で条例というものをどのようなイメージ、幅広いという提言がされていますけれども、どのようなイメージを持っているかというところをお聞かせください。

市長： いろんなところで取り組みが出てきたというのは、やはり法の施行というのが大きな契機になっていると思っています。法律に書いてあるように、それぞれの地域の実態に応じて取り組まなくちゃいけないというか、そういうことをそれぞれの自

治体が考えて、私どももその趣旨を踏まえて取り組んでいることだというふうにやっております。

条例づくりについては、今、これまでも申し上げてきたとおり、ヘイトスピーチだけではなくということで、ある意味人権全般にわたってという、条例というのを見据えて、基礎調査という状況ですので、若干、これまでも言ったとおり、すごく幅広い話ですので、少し時間はかかるのかもしれませんが、しかし、今、現在進行形で調査しているということです。

記者： 例えば、いろんな分野で人権がありますけれども、ヘイトスピーチのことで言えば、解消法ができて理念法という形で出てきて、1年たってみて、ヘイトデモ自体は、その件数自体は減りつつあるという状況というのがありますね。

ただ、一方で、だんだん巧妙化しているというか、ヘイトに当たらない形で、ヘイトスピーチという言葉に当たらない形で、でもしかし、人権を著しく損なう、攻撃するような発言だったりとか、あるいは形態、形式ですよ、学習会であったり講演会という形で、手をかえ品をかえなされている状況を見ると、禁止条項というものが、禁止していくというものが必要なんじゃないかということが、いろんな識者の方なんもそういうふうに発言をされています、私もそう思いますけれども。幅広く人権を守っていく条例という中で、ヘイトに限らず、条例で禁止していくんだ、差別というものを禁止していくんだということを今後盛り込んでいくお考えというのは、今のところおありですか。

市長： 今おっしゃっていただいたように、どれだけ法律だとか条例をつくったとしても、ある意味そこに抵触しないような形で発信したりする方策というのは、考えれば幾らでもあると思うんですね。人の考え方に法律で規制できるかって、そうではないですよ。ですから、繰り返しこの場でも言ってきたつもりでありますけれども、だからこそ、やはり人権教育というか、そういった差別とか偏見を生まない土壌をつくっていくということが何よりもやっぱり、時間はかかるかもしれませんが、それがある意味唯一の道なんだろうと私は思います。

ですから、条例ができれば、あるいは法律ができれば、非常にわかりやすい行為というのは、防止することはできるのかもしれませんが、しかし、そのもとになっている考え方というのをほんとうになくしていかない限り、人権的な平和というか、そういうものが訪れないのではないかと思います。

ですから、条例でつくれる部分はつくるというのは必要でしょうし、だけど、それ以上に重要なものはたくさんあるけれども、そういったところに地道に取り組んでい

くということが私は大事だと思います。

記者： もちろんヘイトスピーチをめぐっては、やっぱり言葉ですよ、言葉を規制するだけでは難しいんだという限界が今示されていると。そういう意味では、やっぱりその根っこにある差別をなくしていかなきゃいけない。そのためには、市長がおっしゃるように、教育というものはとても大事ですよ。そこから地道にやっていくことはとても大切だと思います。

ただ、一方で、それだけではやはり追いつかない、それだけではなかなか難しい問題というのは、世界各国で共通の問題ですよ。だからこそ、世界各国では差別というものを法律できちんと禁止をしているわけです。その国際的な水準に追いつくために、それが整っていないから、日本は、そういう意味では批判もされているわけですが、その追いつくための第一歩が、法律で禁止するというのがその一歩になると思うし、あるいは国自体も、やっぱりそういう法整備を進めていく必要があると思いますけれども、住民、市民の安全と尊厳をまず守る、身近な存在として守る自治体というものが、まずそれに取り組むべきじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

市長： ですから、自治体でできることをしっかりと、恣意的な判断でやらないようにというための1つのガイドライン、こういった取り組みを進めていくわけですし、そういうことを一つ一つ、去年の、いわゆる法律ができたということを受けて、各自治体、私どももそうですけれども、1つずつ、一歩ずつ進めてきていると思っています。そういった意味では、前進しているのではないかとはいえますけれども。

記者： さらにこれからも進める。

市長： そうですね。ガイドラインの策定というのがまずありますし、その先というのは、先ほど申し上げたような、幅広い人権に関する条例という形についての今、研究をしているということですから。

記者： めどというか、時期的なものというのはどうなんですか。というのは、今現在もやはりインターネットのヘイトの攻撃も含めて、今この瞬間も被害というのは続いて、拡散し続けている現状があるわけですね。そういう意味でいうと、やはり急がれるべきだと思うんですが、そのスピード感みたいなものというのはどうでしょうか、スケジュール的な部分。

市長： まだ現時点で調査段階ですので、いつまでにというのは今申し上げる段階にはないかと思っています。

記者： なるべく早くというおつもりはおありですか。

市長： これは、いつも思うことなんですけれども、この問題ですね。やはりみんなの気持ちが整うというか、理解が、ある意味、例えばの話ですけれども、市民の代表である議会の皆さんが、全てそういう感覚になるというのも重要だと思いますし、それはほんとうに段階を追ってつくり上げていくものだと思いますので、あまり、条例をつくったから、全てがこういったものがなくなるかという、そうではないので、みんなの理解を得ながら、こういうことって大事だよねということを一歩ずつ進めていくというのが、最も正しいやり方なのではないかと私は思っています。

記者： そういう意味では、法律もできて、もう1年たってしまって、提言を受けてからも、もう半年がたっているわけですね。その間の発信というんですか、そういったものも待っている人というのは、特に被害者の方ですけれども、特に川崎は標的になっている在日コリアンの方がたくさん、多く住んでいらっしゃるから、市長のそういうアナウンス、発信というものを待っている方は大勢おられます。

市長： 繰り返しの話になってあれですけれども、ガイドラインの作成というのも前に進めているという現在進行形の話ですので、これからも取り組みを進めていきたいというところです。

記者： ありがとうございます。

記者： 済みません、今の条例関係なんですけれども、私は身内に障害者がいるので、一般的に差別を受ける立場にある者として言いますけれども、例えば障害者は死ねとか、障害者は要らないという言われ方をされると、確かに身内として傷つきますし、本人も傷つくと思います。それは、ヘイトスピーチを受けている在日コリアンの方々が差別的な発言をされたら、それによって傷つくのと同じだと思います。けれども、私は障害者は死ねだとか、障害者は要らないだとか、隔離しろだとかという言葉自体を、基礎自治体が罰則を設けて取り締まるというのはおかしいと思います。それは、日本では憲法によって表現の自由が認められていて、それが濫用されてはいけないですけれども、言うかもしれない、あるいは言う蓋然性が極めて高い、相当程度高いところまでは、規制もぎりぎり考えられるかもしれませんが、その人の内心の自由にまで踏み込んで、基礎自治体がそれを制限したり罰則を設けたりして罰するのは、これは間違いだと思います。

市長がおっしゃるように、差別は誰の心の中でも巣くっていて、結局最終的に差別をなくすためには、時間がかかるけれども、地道な人権教育というか、隣に、例えば障害者がいたり、在日の人がいったりだとかして、そういう人たちとコミュニケーション

ンをとっていく中で、初めて、ああ、自分は間違っていたのかもしれないということをやっていくことだと思います。

川崎市には自治基本条例もあるし、子どもの権利条例もあるし、人権かわさきイニシアチブもあって、いわゆる環境は整っています。ただ、人権教育は十分であるかという、十分でないところもあるかもしれない。なので、私としては、条例には罰則規定のようなものは、表現の自由に係る部分についての罰則規定は設けるべきではないと思うんですけれども、市長、今、明言はされなかったですが、条例というのは、そういうぐあいに実効性を担保するようなものとして制定をお考えになられるのか、それとも理念的なもの、概念を示すようなもの、川崎市としての姿勢を示すようなもの、そういうものを考えていらっしゃるのか、いずれでしょうか。

市長： 現在、基礎的な調査をしていると申し上げたので、こういう方向でいこうとかに決まっているわけではありませんので、幅広に考えていきたいと思いますが、いわゆるヘイトスピーチの関係での質疑、これまでも何度もやらせていただいている中で、当初から言っているのも、こういうものはそもそも条例や法律なんていうのがやること自体がほんとうに悲しいことで、こんなことはないほうがいいに決まっているんだというベースはあります。

ただ、そこで、ほんとうに被害を受けている方とか、実害が出てきているところを最低限守らなくちゃいけないというところは、必要最低限で規制していくということの考え方でやっていくべきだと僕は当初から思っていて、今もその考え方に変わりはありません。

記者： 全然急ぐ必要ないと思うんですけれども、提言は条例をつくったほうがいいというものなんですが、今、市長がおっしゃるように、今は基礎的な研究をされている、調査をされている最中だと思うんですけれども、これは将来的に、条例を制定する方向で結実するという考えの中で調査を進めているのか、それとも、条例をつくるか否かということも含めて研究をされているのか、いずれでしょうか。

市長： 研究していますので、条例をつくらないという形で検討しているわけではありませんので、そういう意味では幅広く、どういう形があるのかというのは、非常にこれは記者さんがご指摘いただいたように、基本的な人権って、どっち側から見るかという、いろんな見方があるんですけれども、そういうことにもかかわる話ですので、非常に慎重な議論が必要だと思うんです。ですから、そこを見定めていかないといけないということなので、若干時間はかかるかとは思っています。

記者： 済みません、ちょっとくどいですがけれども、確認として、じゃあ、条例はつ

くる方向で今動いているという理解でいいですか。

市長： それに向けての研究ということですから、繰り返しになって恐縮なんですけれども、つくらないというための研究ではありませんので。

記者： なるほど、わかりました。

幹事社： ほか、いかがですか。

記者： 済みません、何かやりとりしちゃって申しわけないんですが。表現の自由についての言及がありましたけれども、そういう意味では、例えば川崎で起きたことについても、去年の6月5日にヘイトデモをしようとした男性がいましたけれども、その人に対しては司法判断も出ていますよね。横浜地裁の川崎支部が仮処分を出しています。桜本地域ではヘイトデモをやってはいけません、半径500メートル以内ではヘイトデモをやってはいけませんということを、はっきり仮処分という形で司法の判断が出ています。

そこで言っているのは、人権侵害を引き起こす発言、言動というものは、表現の自由ではありません、表現の自由の濫用ですと、権利の濫用ですと、逸脱なんだということがはっきり示されています。それは、市長が判断をされた公園を不許可にしたというものと全く同じように、法的、司法の判断としてもそれを裏づけるものだと言えると思うんですけれども、その辺の表現の自由、ヘイトスピーチという表現の自由をめぐる線引きですよ。もちろん慎重にしなければいけないというのはありますけれども、その慎重にならなければいけないというのは、濫用にならないために、まさにそういう意味では、ガイドラインというものがその仕組みづくりだと思いますけれども、そういう意味では、人権を損なうヘイトスピーチというものは表現の自由ではないんだと、権利の濫用なんだというお考えというのは、市長もお持ちになられているということよろしいですか。

市長： 司法の判断というのを尊重する立場にあると思います。ですから、そのことがいいとか悪いとかということではなくて、その司法の判断を尊重してということだと思います。

私が昨年した判断は、明確な危険というか、そういったものがあるということでの使用の不許可ということですので、そこを全部一緒くたにしてしまうと、ちょっと話が混同してしまうので、そこは分けて少し話をしたいと思いますけれども。

記者： 表現の自由が濫用されてはいけないというのは、つまりは個人の尊厳というものが損なわれてはいけないということですよ。市長がおっしゃった判断というの

も、個人の尊厳、あそこの通知に出されたものにも書かれておりましたけれども、尊厳というものが損なわれるのであれば、それは守られなければいけない、それを傷つけるような人があれば、それは未然に防がられなければいけないということですよね。表現の自由がなぜ守られなきゃいけないかというと、やっぱりそれも個人の尊厳を守るためですよね。

市長： 基本的には、要は国もそうですし、法律もそうですけれども、ヘイトスピーチというものは、そもそも許されないものだということが大前提にあるわけですから、そこには誰も、ここに議論の余地はないと私は思います。

記者： ありがとうございます。

《出馬表明について②》

幹事社： ほか、ないですか。いかがですか。

記者： 済みません。ちょっとやわらかい質問というわけじゃないですけども、市長選のことで。

市長： あんまりやわらかくないじゃないですか。

記者： ごめんなさい、やわらかくはないですね。

まず、昨日の議会で表明をされたということなんですけれども、会見が先にやって議会でという、歴代の市長でいうと、6月議会で初めて表明するという方が多かったと思うんですけども。私、議場で聞いていますと、市長が最後に続投に向けて理解いただきたいと言った後、非常に議場が水を打ったように静かだったのが印象的だったんですけども。

その議会の反応というのを、まずどういうふうにとめているかというのが1つと、あともう一つは、自民党のほうで、嶋崎さんと吉沢さんというお二人、自民党の団の中でですけども、2人、手を挙げられて、あとは現職市長の続投を望む支援団体からの申し入れを受けて、一緒にやらないかというのと、だから福田市長を応援する考え、あとはその2人、どちらかを応援する考えというのが混在した中で、市議団としては決め切れずに自民党市連に今検討を投げているという状況だと思うんですけども、これ、市長は、かねてから、市長選はきっちり相手がいて戦ったほうが市政に対する関心も高まるし、2期目に向けての政策が磨かれたりとか、いろんないい効果があると思うんですけども、その辺ではお二人の市議が名乗りを上げたということに関して、それは決まるかどうか、現時点だと不透明だと思いますけれども、どういうふうな所感をお持ちなのかというのをちょっと聞かせてください。

市長： まず、きのうの議会での反応については、まあ、何となく予想はしていた感じなので、特にこんな感じかなというふうに受けとめさせていただきましたけれども。

記者： 静かな受けとめ方だという。

市長： そうですね。あとは、お二人が名乗りを上げておられることについて、あんまり言うのもなんですけど、やっぱり川崎市をどうするんだ、どうしたいんだという方が挑戦をするというか表明をされるというのは、これは市民全体としてはいい話なんじゃないでしょうかと僕は受けとめています。

ですから、繰り返し言っていますけれども、やっぱり選挙というものを通じて民意を問うていくという、民主主義にとっても最も大切なプロセスの1つというのは、しっかりとやられるべきだと思っていますし、僕も当事者なので、あんまり言うとおかしくなっちゃうかもしれないけれども、はい。

記者： あと、自民党の市議団の中の議論の中で、確認の意味なんですけど、市長は出馬表明されたときに、たしか会見のときでもおっしゃられたと思うんですけれども、次の選挙では政党、団体、市政を盛り上げていく協力関係はつくりたいけれども、推薦を受ける考えはないと。初当選したときもそうだったし、そこは今回もそういう方向で、今、現時点では考えておられるということをおっしゃられたと思うんですけれども、その考えというのが、要するに推薦を欲しがっていない人と、何で自民党を応援する必要あるのという声も一定数あって、ちょっと議論が複雑化しちゃったみたいなどころがあると思うんです、自民党市議団の中でですね。その意味では、市長の、政党の推薦を受けませんというのは、現時点でも変わっていないのかどうなのかというのを確認の意味で聞かせてほしいんですけど。

市長： 非常にここにこだわりが、僕も……、すごく表現が難しいですね。出馬会見のときにも申し上げたと思うんですけれども、各政党だとか会派だとかというのは、市政を前に進めていくための重要なパートナーであることは間違いないので、そういった意味で、連携をしたり、あるいは、時には激しく議論したりという、これはもう当たり前のお話なので、そういった意味では、政党の推薦を受けないんだということがかたくなになっている必要も特にはないと思っているんですけれども、最初から申し上げているのは、要するに推薦を前提にというか、そっちを先に考えちゃうと、何を優先するのかといった判断を間違えるんじゃないかということを繰り返し申し上げているので、何が何でも推薦が嫌だとか、そんな話では決してないんです。そうすると、推薦に含みを残したみたいな話になっちゃうと、いや、それも違うんですみたいな。ですから、非常に難しい表現なんですけど、いずれにしても、そんなかたくなではな

いです。推薦は嫌なのかと聞かれると、いや、別に嫌じゃないんですよと、表現難しいですねというのが、今、正直な気持ちのところですね。

記者： じゃ、推薦を求める求めないに、そんなに強いこだわりはないという。

市長： そうですね。というか、市民を、というふうに言っても、じゃあ、政党や議員の人たちは市民じゃないのかといたら市民なわけで、何で私たちだけ除かれるのという話になると、それはちょっと違いますよね。ただ、政党ありきで考えてしまうと、おかしくなっちゃうんじゃないの。政党ファーストみたいな話になっちゃうと、これは私の今までのスタンスとはちょっと違うなど。そこには違和感があります。ただ、何かかたくなに拒んだりとか、あるいは、求めませんとかと言っているような話でも、決してそんな話でもないですよという話なので、そこはすごく柔軟に思っています。

記者： わかりました。ありがとうございます。

記者： 今のにちょっと関連なんですけれども、きのうも市長の出馬表明の中で、地域団体等々の支援も、後押しもあって、後押しというか、支援もあってみたいな表現があって、出ますというお話をされたと思うんですが、今の話の関連だと、自民党の中で、今回、お二人が名乗りを上げた中の議論の中で、聞くところによると、例の考える会という政治団体が市長の同調を求めるのに対して、だけど一方で、市長は今言ったように、政党とか団体の推薦は要りませんとおっしゃっている。そういう方の支援をなぜしなきゃいけないのかという議論も自民党の中にあるようです。

そういう流れの中で、改めてお伺いしますが、団体がそういう形で同調を求める動き自体については、市長はどのようにお考えなんでしょうか。

市長： 何ていうんですかね、その方たちの動きのことについてコメントするのって非常に言いにくいというか、少なくとも出馬要請をしていただいた団体ですから、幅広く支持を求めて、一緒にやろうよと言ってくださっていること自体は非常にありがたいなと思います。心強い思いはしております。それが率直な感覚ですかね。

記者： 改めて伺いますが、市長がそういう推薦等を受けない、政党とか、そういうしがらみがないところでお考えだということにもかかわらず、団体がそういう形で支援を求めて、そういう形で、結果として自民党がああいう形で2人、名乗りを上げているという形も1つあるんですけれども、改めて、済みません、その動き自体というのは、違和感的なものは全くおありはないということでしょうか。

市長： 違和感は、特に僕、思ったことはないんですけど、私の、例えば個人後援会

が各政党を回って一緒にやりましょうというのだと、ちょっとそれって一緒なんじゃないのと言われますけど、あくまでも、考える会の皆さんというのは私の後援団体ではないので、それについて僕がああでもない、こうでもないと言うのは、こんな失礼な話はないというか。ただ、そういう意味では、一緒にやりませんか、一緒にという感覚というのは非常にありがたいなというのは、それは率直な気持ちですね。

記者： それじゃあ、同調することを求めることについては、静観をされるというか、特にコメントはないということですね。

市長： いや、静観というか、静観は静観なんですけど。いや、それはありがたいなというふうには思っていますけど。歯切れ悪いですかね。

記者： いや、とりあえずわかりました。

《かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました④》

記者： 済みません、発表事項のことで1点なんですけれども、基本的にいい話なので、ちょっと難癖と思われるのは嫌なんですけど、パラムーブメントのロゴなんですけれども、ロゴをめぐっては、今、市長の後ろにあるロゴに関して、市議会でさんざんすったもんだがあったことはご記憶に新しいと思います。ただ、福田市長になられてから、川崎のイメージを統一して発信していこうということで、ブランドメッセージとロゴというものを新たに作ってやっていたと思います。

ただ、最近だと、150万人の花火マークであるとか、あるいはこのパラムーブメントの「パ」というマークとか、かつて、大変失礼な言い方ですけども、川崎市はゆるキャラみたいなものをつくり過ぎて、何だか川崎のイメージが全くわけがわからなくなってしまって、ブランドが確立できなかったという反省を踏まえて、このブランドメッセージとロゴ、「C o l o r s , F u t u r e !」ができたはずなんですけど、さらに、似てはいますけれども、派生キャラがいっぱい出てきて、わかりづらくなっているんじゃないのかという感じもします。だんだん「C o l o r s , F u t u r e !」は市民に膾炙してきている印象は持ちますけれども、まだできてそんなにたっているわけではないですし、今、「C o l o r s , F u t u r e !」を大事に温めつつ、いろんな展開をしていくほうがよろしいのじゃないかなと思うんですが、大変失礼な言い方をすると、同じ轍を踏んでいるような感じがしないでもなく、今後のブランド戦略に関して、どういうふうに市長の中にビジョンがあるのかということをお聞かせください。

市長： ご指摘のような轍は踏まないように頑張っていきますとしか言えないんです

けれども。そういう意味では、「Colors, Future!」というのは100周年に向けてのメインコンセプトという形ですし、これについても、いわゆる同じ考え方、そこから派生しているということですので、これはかわさきパラムーブメントという施策というか、ムーブメントに対してなので、これがじゃんじゃん枝分かれしてというのは、なかなか考えられないかと思うんです。基本的には、これが川崎市のブランドロゴですので。

記者： 例えばですけれども、かわさきパラムーブメントの下のところにある3本川、川崎市みたいなのが入っていると、その派生なんだなということがわかる感じもするんですが、150万人都市はそういうつくりになっているので。確かに今回、色が、光の三原色になっているから、それを連想させるような感じもするんですけれども、何となく散逸しちゃうのかなという印象を持ったので、さらにこの後、何かいろいろなイベントがあるときに、どんどん増えていくと。

市長： そうですね。これ、使い方としては、実はブランドロゴと併用してというか、そういう使い方というのもしていきますので、なるほどねという感じになっていくんじゃないかと、そういう運用に心がけたいと思います。

記者： それは期待しております。

《公文書開示請求の件について》

記者： あと、済みません、もう一つ、市政と直接絡まないんですが、国会で文部科学前事務次官の出した文書をめぐって、前の事務次官は、それは本物だと言っているのに、自民党とか文部科学省は、もう一回調査しませんと言ったりだとか、そういうような公文書をめぐるのが最近、各新聞の一面をにぎわせています。川崎市で言うならば、やめたばかりの教育長が、あれは本物の文書だと言っているのに、現在の教育長とか教育委員会が、いや、それは確認できませんと言っているようなもので、これは大変、はたから見てみると、何じゃこりゃという感じがするんですけれども、市長はどういうぐあいに思われますか。

市長： どこの部分がですか。

記者： 要するに、ああいう問題については、例えば、私なんかはきちんと調べて、公文書だったら公文書として出して、前言、間違っていましたということを言えいいんじゃないかなという感じがするんですけれども。つまり、もうちょっと言えば、行政の公文書とはどうあるべきかみたいな話になってくると思うんですが。

市長： 公文書は何かというものは、ありますよね。

記者： あります。

市長： ですから、それに基づいた対応をちゃんとするということがなんじゃないでしょうかと思いますけどね。これは、公文書だというものについては公文書として取り扱って、手続に従って出していくということなんでしょうし。ある意味、定義に基づいての取り組みだと思うんですね。

記者： 川崎市では、大変残念なことに、せんだって公文書というぐあいに認定されたはずの録音、音声データが消去されるという、あってはならない事態が起きました。これ、もっと前の会見の段階で、市長も、あかんという話はされていたんですけども、改めて、今回の公文書の録音データの消去問題について、市長としてはどう思われているのかということをお聞かせください。

市長： これ、ほんとに市民の皆様申しわけないと心から思っています。行政の信頼を著しく損なった事案だと思います。ですから、こういうことがあると、ほかもそうなんじゃないかということをおもわれてしまうという意味で、市民からの信頼を著しく損なったという観点からも非常に申しわけないことですし、市民に対しても申しわけないですし、ほんとうに遺憾に思っています。決してこういったことがないように、教育委員会だけでなく、市長部局もしっかりと公文書の管理というのは適切に行っていかなければならないということをおもっています。

記者： なぜこういう質問をしたかということ、川崎市の情報公開条例は非常に先駆的で、その前文に市民協働していくためには、市民に対してなるべく情報を公開していかなければならないと、そういう趣旨のことが書かれています。ご案内のように、市の情報は公開が原則というぐあいになっています。今、市長が目指されている方向としては、「C o l o r s , F u t u r e !」のパラムーブメントもそうでしょうけれども、要するに市民と協働してこのまちをつくっていくんだということであって、市民協働の根幹になるところが、市民に対する正確で的確で正しい情報公開になっています。

だから、こういうことが1件起きると、今、市長がおっしゃったような懸念が現実化してしまいますし、これは単に音声データを消したということ以上に、福田市政が進めようとしている方向性を壊しかねないというか、そういうものでもあると思います。先ほど市長が適切にやっていくというふうに話をされたので、それはちょっと厳しい言い方ですが、あまりにも当たり前過ぎることなんでしょうが、今後、こういうことがゆめゆめないように、今教育委員会のほうは検証委員会を立ち上げたようですけども、市長事務部局、あるいはほかの実施機関としてもできることがあると思うので、

それはぜひ進めていただきたいと思うんですが、何か具体的な指示は出されたりはしていますか。

市長： 教育委員会にはしていますし、これは正副の会議だったかというので、これは教育委員会だけの問題ではないという話で、これはしっかりやっつけようということは、指示はしております。とにかくしっかりやっつけいくしかないなというふうに思っています。

今回の教育委員会の話というのは大変驚いたというか、ほかの市の職員もびっくりしたんだと思うんですね、こんなことはないだろうと。私も聞いたとき、信じられなかったですけども。あつてはならないことが起きてしまったんですけども、極めて、ほんとに特異な例だと思えます。他の職員含めて、しっかりやっつけていると思えますけれども、改めてそのあたりを徹底するしかないなと思っています。

記者： 済みません、もう一つだけ。今回、一番悪質だなと思ったのは、教育委員会事務局の報告によると、不服審査申し立ての後、審査会の事務局である行政情報課が教育委員会に、この日に調査に行くよという通達、通告をした直後に、当該担当課長がそのデータを消去するというをやっています。これはこの報告が正しければ、証拠隠滅を図ったと捉えられても仕方がないような、極めて悪質極まりない話であつて、基本的には信頼すべきだとは思いますが、ただ、行政情報課が不服審査会の事務局をやっている以上は、調査のあり方であるだとかといったことも考え直していくべきだと思いますし、さらに公文書毀棄という刑法上の犯罪に該当する可能性もあり得るので、教育委員会の事務局がどういう判断を出すかだと思うんですけども、その結果次第では、川崎市として、当該課長を告訴したりだとかするようなことも検討すべきではないかと思うんですが、私はそれぐらい重要な話だと思うんですけども、いかがでしょうか。

市長： そういうことも検討はいたしました。法律の専門家にもご意見も伺いました。その上での先日発表した処分という形であります。そのぐらい、検討せざるを得ないぐらい重大な案件だったと思っています。

記者： わかりました。ありがとうございます。

《出馬表明について③》

幹事社： 長くなって済みません。

市長： いえ。

幹事社： ちょっともやっとした話ではあるんですが、大阪市、大阪府では新しい首

長が就任したときに、自分の市政、県政与党みたいなものを、維新の会などもつくって、東京都でも新しい知事が就任して、都民ファーストの会のような、やはり知事与党のようなものをつくりました。福田市長もまさに市民市長といますか、いわゆる政党の支持を受けずに就任されて、次期の市長選でも、全く排除するわけではないけれども、政党支持ありきでは選挙はしないというふうにおっしゃっています。実際、市政を進めていくに当たって、自分の市長与党というものがあつたほうがいい、あつたほうが自分の施策が進みやすいと思われた瞬間などありますか。そして、今後、そういったものをつくっていきたいという意欲はありますでしょうか。

市長： 何年か前の会見でも答えたことがあると思うんですけども、そういう誘惑にかられることというのは、ある意味、全ての首長はあると思います。しかし、それは僕はやらないし、そういうものはすべきではないと思っています。それは、常に、二元代表ですから、一定の緊張感というのが大切ですし、そのための、ある意味議会でもあるので、私はそういうふうなことをするつもりもないですし、これからはないということですね。

幹事社： 知事与党、市長与党のようなものをつくってしまうと、二元代表制の1つの特色といますか、利点である一定の緊張感というものが損なわれるおそれはあるとお考えでしょうか。

市長： そうだと僕は思います。要は、そもそも「知事与党」だとか「市長与党」だとかという言葉自体が、これ、何って。そもそも、これ、どこがつくり出した言葉ですかみたいな部分があると思います。それは、意外と皆様方が結構作り出している部分というのが大いにあるんじゃないかと思うんですけど、それはほんとうによろしくないと思います。そもそも議会に与党も野党もないでしょうと、そういう性質のものであると思いますので。

幹事社： 地方の議会ということですね、国会じゃなくて。今、議会とおっしゃったのは。

市長： ごめんなさい、地方議会という意味ですね。はい。

幹事社： ほかにどうでしょう。なければ。よろしいでしょうか。では。

司会： よろしいでしょうか。では、以上をもちまして終了いたします。

市長： ありがとうございます。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したう

えで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355